

改正

平成24年 7 月 24 日規則第48号

平成27年 5 月 26 日規則第29号

平成28年 7 月 27 日規則第50号

盛岡市体育館条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、盛岡市体育館条例（平成 4 年条例第69号。以下「条例」という。）の規定に基づき、及び条例を施行するため必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可申請)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとする者は、盛岡市体育館使用許可申請書を市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が管理する体育館にあつては、指定管理者。以下次条までにおいて同じ。）に提出しなければならない。ただし、盛岡体育館のトレーニングルーム（以下「トレーニングルーム」という。）の使用に係る条例第 5 条第 1 項の許可を受けようとするときは、口頭で当該許可の申請を行うことができる。

2 前項本文の許可の申請は、体育館を使用しようとする日の属する月の初日の 1 月前から使用しようとする日の 7 日前までにしなければならない。ただし、市長が体育館の管理運営上支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項の許可は、次の各号に掲げる体育館の使用の区分に応じ、当該各号に定める許可書又は使用券の交付をもってする。

- (1) 貸切使用又はアリーナの一般使用 盛岡市体育館使用許可書
- (2) トレーニングルームの普通使用 盛岡体育館トレーニングルーム使用券
- (3) トレーニングルームの回数使用 盛岡体育館トレーニングルーム回数使用券

2 市長は、トレーニングルームを使用しようとする者から盛岡市総合アリーナ条例施行規則（平成24年規則第27号）第 3 条第 1 項第 3 号の使用券の提出があつたときは、当該使用券と引き換えに盛岡体育館トレーニングルーム引換使用券を交付することがある。

3 第 1 項の許可書若しくは使用券又は前項の引換使用券の交付を受けた者は、体育館を使用しようとするときは、当該許可書若しくは使用券又は当該引換使用券を所定の場所で職員に提示しなければならない。

(暖房料)

第 4 条 条例別表第 1 号アの表備考 5 の市長が定める暖房設備の使用料の額及び条例別表第 3 号ア

の表備考4（暖房設備を使用する場合に限る。）の市長が定める額は、別表第1のとおりとする。

（附属の設備の使用料）

第5条 条例第8条第2項の規則で定める使用料は、別表第2のとおりとする。

（減免の申請）

第6条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、盛岡市体育館使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。ただし、同条第1号に規定する障害者で次に掲げる手帳の交付を受けているもの（その者の保護者が交付を受けているときは、本人）又は同号に規定する障害者であることを証する書面を有するもの（以下「手帳被交付者等」という。）及び当該手帳被交付者等の介護を行う者が個人で使用する場合の当該申請書の提出については、当該手帳被交付者等にあつては当該手帳又は書面の、当該手帳被交付者等の介護を行う者にあつては当該介護を行う手帳被交付者等に係る当該手帳又は書面の提示をもってこれに代えることができる。

（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳

（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳

（3）戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条第1項の戦傷病者手帳

（4）知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳

（指定管理者の指定の手続）

第7条 条例第14条第1項の規定による申請をしようとするものは、盛岡市体育館指定管理者指定申請書に体育館の管理に関する事業計画書その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 条例第14条第2項の規定による通知は、指定管理者として指定する場合にあつては盛岡市体育館指定管理者指定通知書により、指定管理者として指定しない場合にあつては盛岡市体育館指定管理者不指定通知書により行うものとする。

（指定通知書等の掲示）

第8条 指定管理者は、前条第2項の盛岡市体育館指定管理者指定通知書又は指定管理者の指定を受けている旨及び条例第9条第2項の規定により定めた利用料金を体育館において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

（条例第16条第1項の市長が定める事項）

第9条 条例第16条第1項の市長が定める事項は、次のとおりとする。

（1）指定管理者の代表者及び体育館の長

（2）指定管理者の指定に際し、当該指定管理者の必要な要件として市長が指定した事項

（3）前2号に掲げるもののほか、指定管理者の指定に係る協定に定められた事項

附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 盛岡市体育館の使用料に関する規則（平成8年規則第17号）は、廃止する。

附 則（平成24年規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年規則第29号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年規則第50号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

（1）盛岡体育館

区分	単位	金額
アリーナ	1時間までごとに	500円

（2）盛岡市好摩体育館

区分		単位		金額
アリーナ	一般	全面	1時間までごとに	2,080円
		半面	1時間までごとに	1,040円
	高等学校生徒以下の者	全面	1時間までごとに	1,040円
		半面	1時間までごとに	520円
柔道場	一般	1時間までごとに		420円
	高等学校生徒以下の者	1時間までごとに		210円

別表第2（第5条関係）

（1）盛岡体育館

区分		単位		金額
舞台設備	演台	1台	1回につき	200円
	移動ステージ	1台	1回につき	200円
音響設備	音響調整卓	1台	1回につき	500円
	カセットデッキ	1台	1回につき	300円
	コンパクトディスクプレーヤー	1台	1回につき	300円
	ビデオテープレコーダー	1式	1回につき	300円
	マイクロホン	1本	1回につき	100円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	1回につき	100円
スポーツ設備	電光得点表示盤	1組	1時間までごとに	200円
	バスケットボール用ゴール	1式	1時間までごとに	200円

	ハンドボール用ゴール	1組	1時間までごとに	50円
	バレーボール用支柱・ネット	1組	1時間までごとに	50円
	テニス用支柱・ネット	1組	1時間までごとに	50円
	バドミントン用支柱・ネット	1組	1時間までごとに	50円
	卓球台	1式	1時間までごとに	50円
	審判台	1台	1時間までごとに	50円
	ボクシング練習用リング	1式	1時間までごとに	100円
その他の設備	長机	1脚	1回につき	20円
	持込機器に係る電気使用	1キロワットまでごとに		100円

(2) 盛岡市都南体育館

区分	単位	金額
照明設備	1時間までごとに	390円

(3) 盛岡市飯岡体育館及び盛岡市乙部体育館

区分	単位	金額
照明設備	1時間までごとに	200円

(4) 盛岡市好摩体育館

区分			単位		金額
照明設備	アリーナ	一般	全面	1 時間までごとに	840円
			半面	1 時間までごとに	420円
		高等学校生徒以下の者	全面	1 時間までごとに	420円
			半面	1 時間までごとに	210円
	柔道場	一般	1 時間までごとに		240円
		高等学校生徒以下の者	1 時間までごとに		120円
シャワー室			1 人 1 回につき		100円